

令和4年竹田市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和4年12月5日(月) 午後2時00分～午後3時04分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室

3. 出席委員 12名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

12番 釘宮 恒憲

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤俊郎、次長：堀貴美子、管理係長：佐藤正子、農地係：河崎凌央
農政課職員

農業振興係長：志賀直樹

6. 議事

議案第78号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 3件
議案第79号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・ 3件
議案第80号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 12件
議案第81号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転）・・・・ 3件
議案第82号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 10件
議案第83号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 2件
議案第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 1件
議案第85号 非農地証明について・・・・・・・・・・ 4件
議案第86号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について・・・・・・・・ 16件
議案第87号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について・・・・・・・・ 1件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から、令和4年竹田市農業委員会第12回総会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。
それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、9番本郷敦子委員、1番後藤善徳委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第28号について報告を申し上げます。
農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、3件ありましたので報告します。
なお、1番の案件は、議案第82号農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第29号について報告を申し上げます。
農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、4件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。
議案第78号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について、3件
議案第79号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について、3件
議案第80号 農用地利用集積計画の承認について、12件
議案第81号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転）、3件
議案第82号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、10件
議案第83号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、2件
議案第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1件
議案第85号 非農地証明について、4件
議案第86号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について、16件

議案第87号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について、1件以上、55案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第78号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。
議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第78号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものです。

- 1番の案件は、6年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。
- 2番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。
- 3番の案件は、10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第78号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。
議案第78号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。
よって、議案第78号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第79号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第79号の農用地利用配分計画案は、先程議案第78号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第79号の1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

2番、3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は、「地域内の担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第79号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第79号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第79号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで、休憩いたします。農政課の志賀係長は、退席してください。ありがとうございました。

(14時08分)

議長

再開します。

(14時08分)

議長

議案第80号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

なお、議案第80号は分割して質疑、採決を行います。

議長

4番から6番の案件について、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、私は一時退席いたします。その間の議長を副会長の長野委員をお願いいたします。

議長

ここで、休憩します。

(14時09分)

議長（副会長）

ここから、議長を交代し進めさせていただきます。

それでは、再開します。

（14時10分）

議長（副会長）

議案第80号の4番から6番の説明を、事務局に求めます。

事務局

4番から6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年3か月間の賃貸借、再設定です。

この案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長（副会長）

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議長（副会長）

無いようですので討論を終結いたします。

議案第80号の4番から6番について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長（副会長）

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号の4番から6番農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長（副会長）

13番森哲秀委員は、ご着席ください。

それでは、これから先は議長を会長にお願いいたします。

議長（副会長）

ここで、休憩します。

（14時11分）

議長

再開します。

（14時12分）

議長

議案第80号の1番から3番、7番から12番の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

8番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

9番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

10番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

11番、12番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第80号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第80号農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第81号大分県農業農村振興公社へ所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第81号の1番、2番の案件は、所有者が市外在住のため、譲受人大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議案第81号の3番の案件は、所有者が規模縮小を希望しており、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、譲受人大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第81号について、事務局より説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第81号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号大分県農業農村振興公社へ所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

続いて、議案第82号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
最初に、1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第82号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字平田字小仲尾〇〇〇〇番、田1筆、面積568平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、5,020平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

4番和田京子委員に、調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

議案第82号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、耕うん機4台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第82号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字会々字上鹿口〇〇〇〇番、田1筆、面積953平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、5,638平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番麻生章治委員

議案第82号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、耕うん機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第82号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字瀬口〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積2,097平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、6,720平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番麻生章治委員

議案第82号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第82号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字倉木字山下〇〇〇番外1筆、田1筆畑1筆、合計面積3,852平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、申請地と併せ7,831平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

議案第82号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第82号の5番の案件は、親子間の贈与です。

譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町高城字馬場久保〇〇〇〇番外4筆、田5筆、合計面積9,060平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、22,848平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番後藤善徳委員

議案第82号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第82号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字今村〇〇〇〇番外2筆、田3筆、合計面積8,046平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、10,887平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番佐藤隆幸委員

議案第82号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、7番から9番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第82号の7番と8番は土地の交換です。

議案第82号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字小坪〇〇〇〇番、田1筆、面積3,769平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、24,852.39平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議案第82号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字池端〇〇〇〇番、田1筆、面積638平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、85,114平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議案第82号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字鳥越〇〇〇〇番、田1筆、面積8,200平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、27,122.06平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

12番釘宮恒憲委員が欠席ですので、事務局に調査報告をお願いします。

事務局

82号の7番から9番は釘宮恒憲委員の案件ですが本日は欠席です。確認報告書を預かっていますので読み上げて報告します。

82号の7番と8番は申請地の交換です。

7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台所有しています。譲受人は〇〇〇〇勤務で、取得後は〇〇〇〇に農作業委託して農地の管理をするため農地全部の効率的な利用が見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可条件の全てを充たしており、原案どおり許可に相当すると考えます。

続いて、8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。

農機具は、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台を所有しており、稲作、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可条件の全てを充たしており、原案どおり許可に相当すると考えます。

なお、航空写真でも分かりますが、7番は基盤整備された3769平方メートルの田で8番は基盤整備されていない638平方メートルの田です。8番の譲受人の方が条件は悪いのですが、譲受人の自宅に隣接しているため隣接する山林も併せて交換し、伐採等して自宅の環境整備をするための交換という事で両者納得済みの申請であります。

続いて、9番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台を所有しており、稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。以上、報告いたします。

議長

続いて、10番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第82号の10番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字台〇〇〇〇番、田1筆、面積1,119平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、8,305平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

議案第82号の10番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター3台所有しており、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第82号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第82号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第82号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第83号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第83号の1番の案件は、申請地 竹田市大字市用字尻ナシ〇〇〇〇番、面積1,256平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、水路がなく、獣害により植林して山林として管理する計画です。雨水は自然浸透する計画で、転用行為は、令和5年3月31日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

議案第83号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第83号の2番の案件は、申請地 竹田市久住町大字栢木字平〇〇〇〇番、面積8,936平方メートルの田です。この申請地は農用区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、急傾斜地で水不足により植林して山林として管理する計画です。雨水は自然浸透する計画で、転用行為は、令和5年3月31日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番佐藤隆幸委員

議案第83号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第83号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第83号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第84号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の1番の案件は、申請地竹田市直入町大字長湯字山仲〇〇〇〇番、面積524㎡の登記地目畑です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、一般住宅です。申請者が現在居住している〇〇〇〇番地が急傾斜地のため、隣接する〇〇〇〇番に住宅建設を計画したものです。面積は500㎡を超えますが、そのうち74.8㎡はのり面として使用するため、住宅の建設用の面積は残りの449.2㎡となります。排水については、道路側溝へ流す計画です。工事期間は、令和4年12月7日から令和5年4月30日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第84号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第84号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第84号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第84号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第85号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第85号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字会々字鹿口〇〇〇〇番外1筆、登記地目畑2筆、合計面積1,040平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、昭和45年頃に杉、檜を植林したことで、現況は山林、原野となっています。始末書が添付されています。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現況は山林、原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第85号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字川床字山田〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積120平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、平成14年頃、土地の一部を買い受けた実際の土地所有者が倉庫を設置し、現況は宅地となっています。顛末書が添付されています。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番後藤善徳委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第85号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市久住町大字有氏字山水〇〇〇〇番外1筆、登記地目田2筆、合計面積795平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡父が昭和55年頃から農地として管理することができなくなり、現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番佐藤隆幸委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第85号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市直入町大字長湯字井ノ久保〇〇〇〇番、登記地目田1筆、面積2,378平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は農道が狭く周囲が山に囲まれた農地であり、昭和56年頃から農地として管理ができなくなり、現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第85号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第85号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第85号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第86号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局

議案番号第86号の1の1番から13番の案件は、県営経営体育成基盤整備事業（松本地区）にかかる編入のため、一括して説明いたします。

議案第86号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字穴井迫字ナカシマ〇〇〇〇番外2筆、田3筆、合計面積715平方メートル。

議案第86号の1の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字穴井迫字ナカシマ〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積96平方メートル。

議案第86号の1の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字穴井迫字ナカシマ〇〇〇〇番、田1筆、面積195平方メートル。

議案第86号の1の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字穴井迫字ナカシマ〇〇〇〇番、田1筆、面積357平方メートル。

議案第86号の1の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字君ヶ園字鑰畑〇〇〇〇番外1筆、田1筆原野1筆、合計面積141平方メートル。

議案第86号の1の6番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字君ヶ園字鑰畑〇〇〇〇番外4筆、田1筆山林2筆原野2筆、合計面積252平方メートル。

議案第86号の1の7番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字君ヶ園字鑰畑〇〇〇〇番外2筆、田2筆原野1筆、合計面積1,355平方メートル。

議案第86号の1の8番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字君ヶ園字鑰畑〇〇〇〇番外1筆原野2筆、合計面積28.91平方メートル。

議案第86号の1の9番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字君ヶ園字鑰畑〇〇〇〇番外1筆、田1筆原野1筆、合計面積715平方メートル。

議案第86号の1の10番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字君ヶ園字鑰畑〇〇〇〇番外2筆、田3筆、合計面積2,156平方メートル。

議案第86号の1の11番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字君ヶ園字鑰畑〇〇〇〇番、田1筆、面積1,169平方メートル。

議案第86号の1の12番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字君ヶ園字鑰畑〇〇〇〇番、田1

筆、面積459平方メートル。

議案第86号の1の13番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字君ヶ園字鑰畑〇〇〇〇番、畑1筆、面積49.58平方メートルを今回、編入する計画の農地です。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番後藤善徳委員

1番から13番の農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、2の1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第86号の2の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字岩本字中畑〇〇〇〇番、面積1,345平方メートルを、植林する計画の農地です。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて、2の2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第86号の2の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字菅生字市河内〇〇〇〇番、面積4,684平方メートルのうち2,998平方メートルを、譲渡先の運送会社が駐車場として利用する計画の農地です。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番後藤善徳委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて、2の3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第86号の2の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市久住町大字白丹字下泉〇〇〇〇番、面積1,244平方メートルを、植林する計画の農地です。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番佐藤隆幸委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第86号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第86号について、農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第87号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局

議案第87号の2の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市荻町藤渡字徳行〇〇〇〇番、面積520平方メートルを、譲渡先の〇〇〇〇が〇〇〇〇管理用地及び駐車場用地として使用する計画の農地です。

議長

1 番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1 番後藤善徳委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第87号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第87号について、農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年竹田市農業委員会第12回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時04分)

令和4年12月5日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....